五　リハビリテーション専門病院　稼動病床の数、結核病床の許可病床の数及び精神病床の許可病床の数の合算数　三一〇、〇〇〇円

二　道府県等が経営する病院であつて、小児救急医療を提供するものとして総務大臣が調査した病院数に九、一四四、〇〇〇円を乗じて得た額

三　道府県の救急医療計画に基づき当該道府県が整備し、運営する救命救急センター（当該道府県又は当該道府県が加入する一部事務組合等が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等が整備し、運営する救命救急センターを含む。）の数として総務大臣が調査した数に一五四、九〇六、〇〇〇円を乗じて得た額

四　道府県等が経営する病院であつて周産期医療を提供しているものについて、次の表の上欄に掲げる種別の病床の数として総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額

区分	額
一　厚生労働大臣が定める施設の基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た新生児特定集中治療室又は総合周産期特定集中治療室（以下「新生児特定集中治療室等」という。）の有する病床の数	五、三〇五、〇〇〇円
二　新生児特定集中治療室等に準ずる機能を有するものとして新生児特定集中治療室又は総合周産期特定集中治療室（以下「新生児特定集中治療室等に準ずる室」という。）の有する病床の数	四、二四五、〇〇〇円
三　新生児特定集中治療室等の後方病室（新生児特定集中治療室等において管理していた者のうち、軽快して管理の程度を緩めうる状態となつた者若しくは同室における管理が必要とされる状態に移行することが予想されるものの現時点では管理の程度が緩やかな状態である者若しくは生命の危険性が低いか若しくは消失した妊婦若しくはじよく婦を収容する室又は新生児特定集中治療室等から退出した児童若しくは点滴、酸素投与等の処置を必要とする児童を収容する室。以下同じ。）の有する病床の数	二、八〇五、〇〇〇円

五　リハビリテーション専門病院　稼動病床の数、結核病床の許可病床の数及び精神病床の許可病床の数の合算数　三一〇、〇〇〇円

二　道府県等が経営する病院であつて、小児救急医療を提供するものとして総務大臣が調査した病院数に八、九一二、〇〇〇円を乗じて得た額

三　道府県の救急医療計画に基づき当該道府県が整備し、運営する救命救急センター（当該道府県又は当該道府県が加入する一部事務組合等が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等が整備し、運営する救命救急センターを含む。）の数として総務大臣が調査した数に一五四、二八九、〇〇〇円を乗じて得た額

四　道府県等が経営する病院であつて周産期医療を提供しているものについて、次の表の上欄に掲げる種別の病床の数として総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額

区分	額
一　厚生労働大臣が定める施設の基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た新生児特定集中治療室又は総合周産期特定集中治療室（以下「新生児特定集中治療室等」という。）の有する病床の数	五、三〇五、〇〇〇円
二　新生児特定集中治療室等に準ずる機能を有するものとして新生児特定集中治療室又は総合周産期特定集中治療室（以下「新生児特定集中治療室等に準ずる室」という。）の有する病床の数	四、二四五、〇〇〇円
三　新生児特定集中治療室等の後方病室（新生児特定集中治療室等において管理していた者のうち、軽快して管理の程度を緩めうる状態となつた者若しくは同室における管理が必要とされる状態に移行することが予想されるものの現時点では管理の程度が緩やかな状態である者若しくは生命の危険性が低いか若しくは消失した妊婦若しくはじよく婦を収容する室又は新生児特定集中治療室等から退出した児童若しくは点滴、酸素投与等の処置を必要とする児童を収容する室。以下同じ。）の有する病床の数	二、八〇五、〇〇〇円